

レジャーと税金

ゴルフ場利用税

ゴルフ場を利用する方に対して、利用の日ごとに定額で課税されます。この税収の10分の7は、ゴルフ場が所在する区市町村に交付されます。

納める方

ゴルフ場の利用者

納める額

ゴルフ場のホール数や利用料金等により等級が定められています。

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
税率	1,200円	1,100円	1,000円	900円	800円	600円	500円	400円

納める時期と方法

ゴルフ場経営者などが、利用者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに都税事務所・都税支所・支庁に申告して納めます。

● ゴルフ場とは

ホールの数が18以上であり、かつ、ホールの平均距離が100m以上の施設及びホールの数が9以上で、かつ、ホールの平均距離が概ね150m以上の施設をいいます。

● ゴルフ場利用税の非課税や軽減は

18歳未満の方、70歳以上の方、障害のある方、国民体育大会に参加する選手がゴルフ場を利用した場合や、学生等が学校の教育活動として利用した場合には、課税されません。

また、都では、65歳以上70歳未満の方や利用時間について特に制限のある利用（早朝・薄暮利用など）をした方が一定の要件に該当するゴルフ場の利用を行った場合には、税率を2分の1に軽減しています。

狩猟税

鳥獣の保護や狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるための目的税で、狩猟者の登録に対して課税されます。

納める方

狩猟者の登録を受ける方

納める額

狩猟免許の種類により異なります。58ページの税率表をご覧ください。

納める時期と方法

狩猟者の登録を受けるとき、東京都主税局や都税事務所、支庁に納めます。

○税率表

免許の種類	区分	税率
第一種銃猟*1	A	16,500円
	B	11,000円
網猟・わな猟*2	A	8,200円
	B	5,500円
第二種銃猟*3	—	5,500円

*1 散弾銃・ライフル銃

*2 網猟免許、わな猟免許の、それぞれの区分ごとに課税されます。

*3 空気銃（ガス銃を含む。）

A：第一種銃猟若しくは網猟・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける方で、Bに該当する方以外の方
 B：都民税の所得割額を納付することを要しない方のうち、控除対象配偶者、扶養親族以外の方。当該控除対象配偶者、扶養親族のうち農林水産業に従事している方

(注1) 第一種銃猟免許登録を受けた方が空気銃を使用する場合には、第二種銃猟に係る狩猟税は課されません。

(注2) 次の措置が平成31年3月31日まで講じられます。

①対象鳥獣捕獲員・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者には、狩猟税は課されません。

②狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可又は当該許可に係る従事者証の交付を受けて、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った場合における狩猟税の税率を2分の1とします。

都たばこ税

都たばこ税は、卸売販売業者等が都内の小売販売業者にたばこ（輸入たばこを含む。）を売り渡す場合等に課税される税金で、たばこの価格に含まれています。

都内でたばこを買っていただくと、たばこの流通を通じ、都の税収入となり、みなさんの暮らしに役立てられていきます。

納める方

製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者など

納める額

製造たばこ本数（1,000本につき）× 税率

納める時期と方法

1か月分の製造たばこの品目ごとの売渡し本数をまとめて税額を計算し、翌月末日までに都税事務所に申告して納めます。都たばこ税の申告納付は、**港都税事務所**が一括して取り扱っています。

○税率（1,000本につき）

		都たばこ税	区市町村たばこ税	国たばこ税	たばこ特別税（国税）	合計
紙巻たばこ（3級品以外）	～平成30年9月	860円	5,262円	5,302円	820円	12,244円
	平成30年10月～平成32年9月	930円	5,692円	5,802円	820円	13,244円
紙巻たばこ3級品	平成30年4月～平成31年9月	656円	4,000円	4,032円	624円	9,312円

※紙巻たばこ3級品（わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット）については、税率が平成28年4月から平成31年10月にかけて段階的に引き上げられます。平成31年10月以降、3級品としての区分は廃止されます。

※紙巻たばこ3級品以外（平成31年10月以降は全品）の税率は、平成30年10月から平成33年10月にかけて段階的に引き上げられます。

宿泊税

都内の旅館・ホテルに宿泊する方に課税される法定外目的税で、平成14年10月1日から実施されています。宿泊税の税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられます。

納める方

都内の旅館・ホテルに宿泊する方

納める額

宿泊数 × 税率

○税率

宿泊料金 (1人1泊)	税率
10,000円以上15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

(注) 宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊には課税されません。

【宿泊料金とは】

食事料金などを含まない、いわゆる素泊まりの料金をいいます。

宿泊料金に含まれるもの	・素泊まりの料金 ・素泊まりの料金にかかるサービス料
宿泊料金に含まれないもの	・消費税等に相当する金額 ・宿泊以外のサービスに相当する料金 (例) 食事、会議室の利用、電話代等

納める時期と方法

旅館・ホテルの経営者が、宿泊者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに千代田都税事務所又は当該施設の所在地を所管する都税事務所・都税支所・支庁へ申告*して納めます。

*郵送・窓口での申告のほか、東京共同電子申請・届出サービス (<http://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/>) からの電子申告も受け付けています。

※平成29年11月から、電子署名が不要となり、申告手続が簡素化されました。

東京都税制調査会

東京都税制調査会は、有識者や行政関係者などで構成されている知事の諮問機関です。

平成12年度の創設以来、地方分権の時代にふさわしい地方税制や国・地方を通じた税制全体のあり方を検討し、地方全体の立場から提言を行うことを使命としてきました。

平成29年度は、社会経済が大きく変化する中で、都民・国民の未来を切り開く税制改革の実現に向けて、中長期的な視点から検討・審議を重ねてきました。また、地方消費税の清算基準やふるさと納税、固定資産税の見直しといった都が直面する課題についても議論を深め、平成29年11月に答申を取りまとめました。

東京都主税局ホームページでは平成29年度答申をはじめ、これまでの東京都税制調査会答申や中間報告、調査会の議事録や資料などを掲載しています。ぜひご覧ください。